

各会議等の実施状況報告について	担当課	スポーツ・文化課
<p>会議名称 第2回湖西市スポーツ推進審議会  開催日時 平成31年3月15日(金) 午後1時30分～午後2時15分  開催場所 市民活動センター 会議室  出席者 委員 9名  事務局 5名【計14名】</p>		
<p>1 開会  2 会長あいさつ  3 教育長あいさつ  4 審議事項  5 報告事項</p> <p><b>【審議事項】</b></p> <p>①2019年度スポーツ団体に対する補助金等の交付について</p> <p>(事務局) 2019年度に補助金の交付を予定している別紙の件について、審議会のご意見を伺う。これは、別紙上段に記載されている湖西市スポーツ推進審議会条例第2条(掌握事務)の文中に「法35条」とあるが、スポーツ基本法第35条には、スポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合は、スポーツ推進審議会の意見を聴かなければならないと規定されているためである。</p> <p>(会長) 以上の審議事項に対し何か質問はあるか。  (委員) 去年と予算額を変更したところはあるのか。  (事務局) 湖西市体育協会への補助金が増加、湖西FCへの補助金が減少、スポーツ少年団派遣費交付金は変更ない。</p> <p><b>【報告事項】</b></p> <p>①湖西市スポーツ少年団選手派遣費交付金交付要綱の一部改正について</p> <p>(事務局) 要綱の効力が平成31年3月31日までとなっており、次年度以降も活発に継続されることが見込まれることから、今年度限りとされている効力期限を平成34年3月31日まで延長するものであり、併せて字句の整理をするものである。</p> <p>(会長) 以上の報告事項に対し何か質問はあるか。  (意見なし)</p> <p>②湖西市都市公園条例他6条例の一部改正について</p> <p>(事務局) 使用料の改正について、平成29年3月策定の「湖西市公共施設再配置基本計画」公共施設マネジメント基本方針3「運営の適正化」に基づき、施設維持管理費の「受益と負担のあり方」の視点から、見直しを進めてきた。見直し基準については、平成30年1月策定の「公の施設に関する使用料の設定基準」を参考に行い、平成31年3月議会定例会において一部を除き議会の</p>		

承認を得られた。

(委員) 大会等で市内と市外の団体が混在する場合、料金区分はどうなるのか。また、学校体育施設において、今までどおり学校行事が優先されるのは変更ないか。

(事務局) 基本的には申請者の住所または団体の所在地で判断する。学校行事が優先されるのは変更ない。

(委員) 学校の体育館の照明は学校開放事業での使用が多いが、学校が修繕している。市で修繕していただきたい。

(事務局) ご意見は何わせていただく。

(委員) 一つの団体に市民と市民以外の者が混在している場合、料金区分はどうなるのか。

(事務局) 基本的には申請者の住所または団体の所在地で判断する。サークル活動の場合は、活動拠点も考慮する。

(委員) 湖西運動公園で開催している小体連の大会は有料になるのか。

(事務局) 減免規定は変更ないので、今までどおり減免である。

(委員) 使用料の値上げは、このご時勢に仕方はないが、値上げしたけれども壊れたものが直せない等サービスが今までどおりにならないでほしい。

(事務局) 値上げしただけと言われないように指定管理者と協力してサービスを向上していく。

(委員) 学校体育施設の使用時間帯に 17 時から 19 時までが追加されたが、夏季は児童の活動時間が長く、17 時を超える場合があるが、その場合は学校開放をできないようにしていいか。

(事務局) 学校活動優先なので問題ない。

**【その他】**

(会長) その他なにか意見はあるか。

(委員) その他意見なし。

以上